第二十八項の表第五項第四号の項	係る特定振替機関	係る法第四十一条の十三の三第七項第一号に規定する特定振替機関（当該特定受託者が受託者である法第五条の二第四項に規定する信託の信託財産に属する法第四十一条の十三の三第七項第七号に規定する特定振替割引債の同項第六号に規定する振替記載等に係る同項第一号に規定する特定振替機関に限る。以下この条において同じ。）
第二十九項	第八十二条第一項、同項とあるのは、	第九十条の二第一項及び第二項、同条第一項とあるのは
	第五条の二第四項（第四十一条の十三の三第十二項（振替割引債の差益金額等の課税の特例）において準用する同法第五条の二第四項（	
	利子等の支払	償還金等の交付
	第三条の十八第五項第三号	第十九条の七第十三項（振替割引債の差益金額等の課税の特例）において準用する同令第三条の十八第五項第三号
	組合員等の各人別）」と	組合員等（次項において「組合員等」という。）の各人別）」と、「同条第二項中「者の各人別（租税特別措置法第四十一条の十三の三第十二項（振替割引債の差益金額等の課税の特例）において準用する同法第五条の二第四項（振替国債等の利子の課税の特例）の規定の適用がある場合にあつては、その償還金等の交付を受ける同項の組合又は信託の組合員等の各人別）」と

14　施行令第二十六条の二十第二十三項に規定する書類に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該書類を提出する者の氏名又は名称及び住所等

二　施行令第二十六条の二十第二十三項に規定する特定振替割引債の発行者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

三　前号に規定する特定振替割引債の発行者の法第四十一条の十三の三第四項に規定する特殊関係者（次項第二号及び第十七項第三号において「特殊関係者」という。）に該当することとなつた旨及びその年月日

四　当該書類を提出する者が第三条の十八第一項第一号又は第二号に掲げる非居住者である場合には、当該非居住者の国外にある住所地又は居所地

五　当該書類を提出する者が第三条の十八第一項第四号に掲げる外国法人である場合には、当該外国法人の国外にある本店又は主たる事務所の所在地

六　その他参考となるべき事項

15　施行令第二十六条の二十第二十四項に規定する財務省令で定める事項は、同項に規定する書類を提出した者に係る次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十六条の二十第二十三項に規定する特定振替割引債の発行者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

二　前号に規定する特定振替割引債の発行者の特殊関係者に該当することとなつた年月日

三　その他参考となるべき事項

16　特定振替機関等又は適格外国仲介業者は、その受理した施行令第二十六条の二十第二十四項に規定する書類を各人別に整理し、当該受理した日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

17　法第四十一条の十三の三第十三項に規定する書類に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該書類を提出する者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

二　当該書類を提出する者の当該書類の提出に係る法第二条第二項第十八号に規定する事業年度（次号において「判定事業年度」という。）開始の年月日

三　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　当該判定事業年度開始の時において当該書類を提出する者の特殊関係者に該当する者（非居住者又は外国法人に限る。以下この号において同じ。）がある場合　当該該当する者の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びにその者が当該判定事業年度開始の時において当該書類を提出する者の特殊関係者に該当する事情

ロ　当該判定事業年度開始の時において当該書類を提出する者の特殊関係者に該当する者がない場合　その旨

四　その他参考となるべき事項

18　施行令第二十六条の二十第二十八項の規定により読み替えられた同条第二十四項に規定する書面又は電磁的方法により通知すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　信託（法第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十七項に規定する信託をいう。以下この号において同じ。）の名称並びに施行令第二十六条の二十第二十八項の規定により読み替えて適用される同条第二十四項の規定による通知をする当該信託の受託者（次項において「特定受託者」という。）の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

二　施行令第二十六条の二十第二十八項の規定により読み替えられた同条第二十三項に規定する書類を提出した者に係る第十四項第二号及び第三号に掲げる事項

三　その他参考となるべき事項

19　施行令第二十六条の二十第二十八項の規定により読み替えられた同条第二十四項に規定する財務省令で定めるものは、特定振替機関又はその指定する者に設置される電子計算機と当該電子計算機の利用につき当該特定振替機関又はその指定する者と契約をした者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織その他情報通信の技術を利用する方法（当該電子情報処理組織の参加者がそれぞれ特定の者に限定されていること又は暗号、記号その他特定の符号により、通知を受ける特定振替機関が、当該通知をした者が当該特定振替機関に係る特定受託者であることを確認できる方法に限る。）とする。

20　施行令第二十六条の二十第二十八項の規定により読み替えられた同条第二十四項の規定の適用がある場合における第十六項の規定の適用については、同項中「特定振替機関等」とあるのは、「法第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えられた法第四十一条の十三の三第一項に規定する特定受託者」とする。